

安曇野市広告付き窓口番号案内システム設置及び運用事業
公募型プロポーザル審査委員会設置要領

(審査委員会の設置)

第1条 安曇野市広告付き窓口番号案内システム設置及び運用事業の導入事業者を公募型プロポーザル方式により選考するにあたり、その手続きを厳正かつ公平に行うため、安曇野市広告付き窓口番号案内システム設置及び運用事業公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成し、それぞれ別表1に掲げる者を充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、業務委託契約を締結した日までとする。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、期日を指定し書面で委員の意見を聴き、又は可否を問い、その結果をもって委員会の議決に代えることができる。

(選定方法)

第6条 当該プロポーザルの企画提案書等の審査は、別表2に定める審査項目、評価基準及び配点により行うものとする。

- 2 各審査委員が各審査項目の評価基準により点数を付与し、審査委員ごとの参加者順位を決める。参加者順位1位を最も多く付けた参加者を契約候補事業者とする。参加者順位1位が同数の場合は、参加者順位2位を最も多く付けた参加者を契約候補事業者とする。以下同数の場合は同様に3位4位と続け、選定の可否を決定する。なお、可否の決定においては、評価点70点満点中40点以上を可とする。

(守秘義務)

第7条 審査委員及び関係者は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはなら

ない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民生活部市民課において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

- 1 この要領は、令和6年6月21日から施行する。
- 2 この要領は、業務委託契約を締結した日をもって廃止する。

別表 1（第 3 条関係）

役職名	職名・所属
委員長	安曇野市市民生活部長
副委員長	安曇野市市民生活部市民課長
委員	安曇野市総務部財産管理課（所属長が指名した者）
委員	安曇野市政策部行革デジタル推進課（所属長が指名した者）
委員	安曇野市保健医療部国保年金課（所属長が指名した者）

別表 2（第 6 条関係）

企画提案書等を特定するための評価基準

評価にあたっては、以下の「評価基準」に基づき、参加表明書、企画提案書等の内容により、総合的に判断する。

審査項目	評価基準	配点
業務内容	・ 事業内容の詳細について、仕様書に記載されている内容に基づき、その目的、内容等を的確に反映した企画内容になっているか。	10
	・ 企画提案内容に工夫や独創性がみられるか。	10
業務実績	・ 県内他自治体において、類似業務の実績があるか。	10
全体スケジュール	・ 適切な事業スケジュールが示されているか。	10
維持管理	・ 適切な維持管理体制が整えられているか。	10
緊急時	・ 緊急時の体制が適切に整えられているか。	10
広告審査	・ 広告審査について、外部審査団体などの外部へ事前に審査ができる体制を有しているか。	10
配点合計		70